参考事例

	戸籍所管部署 との連絡体制	受託業者が処理等を 行う際のマニュアルの有無 ※有の場合はその内容	受託業者における 研修・指導体制の有無	受領業務の 監視体制	管轄法務局の所見
1	緊急時等には市職員(区民課・戸籍 班)が対応するため、守衛室に複数 名の緊急連絡簿を提供している。緊 急時に受託事業者から連絡があった 場合は、登庁できる体制を確保して いる。	届書の一時預かりから引継に至 るまでの処理方法について定め ている。また、緊急時における	有。 処理等の方法に関する市職員 との調整をマニュアル等を用 いて定期的に実施している。	守衛室には防犯カメラが設置されており、市職員が常駐していなくても、トラブルが発生した際の状況を確認することが可能である。 また、守衛室に警備員が常駐しており、発生したトラブルの内容を詳細に確認することが可能である。	左記に記載のとおり、緊急時における連絡体制及び登庁体制が十分に確保されており、トラブル発生時には迅速な対応が可能な体制が採られている。また、市区町村職員が業務官署内に常駐していなくとも、発生したトラブルの内容を十分に把握することのできる体制が整備されている。以上から、業務実施官署内に常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制と同等に評価できるものと判断する。
2		の処理方法について定めてい	有。 年1回及び受託業者に変更があった際には、処理等の方法及び緊急時の対応方法についてマニュアルを用いて説明している。 マニュアルを変更した場合は、受託業者に速やかに連絡・説明を行っている。	ラを設置しており、市区町村職員が 常駐していなくても、トラブルが発	左記に記載のとおり、緊急時における連絡体制及び登庁体制が十分に確保されており、庁舎外においても宿日直室備付けの電話機を用いることにより、対応が可能な体制が採られている。また、業務官署内に常駐していなくとも、発生したトラブルの内容を十分に把握することのできる体制が整備されている。以上から、市区町村職員が業務実施官署内に常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制と同等に評価できるものと判断した。
3	を警備員に伝えており、どちらかが	有。 届書の受領から引継に至るまで の処理方法について定めてい る。また、緊急時における連絡 先、対応方法を定めている。	ついてマニュアルを用いて研	届書の受領が行われる場所には監視 カメラがあり、トラブルが発生した 時には詳細を確認することができ る。	左記に記載のとおり、緊急時における連絡体制及び登庁体制が十分に確保されている。また、業務官署内に常駐していなくとも、発生したトラブルの内容を十分に把握することのできる体制が整備されている。 以上から、市区町村職員が業務実施官署内に常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制と同等に評価できるものと判断した。